

毒物劇物取扱責任者変更届

毒物劇物取扱責任者変更届に必要な書類は次のとおり。

- ①毒物劇物取扱責任者変更届(毒物及び劇物取締法施行規則別記第9号様式)
- ②毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類
- ③毒物劇物取扱責任者の診断書
- ④毒物劇物取扱責任者の誓約書
- ⑤使用関係証書又は雇用契約書の写し

これらの書類は省略できる場合があります。

(提出部数)

1部

毒物劇物取扱責任者変更届の記載上の留意点は次のとおり。

- (1) 業務の種別欄には、該当する業務の種別を記入すること。
 - ①販売業は毒物劇物一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業、の別を記入。
 - ②毒物劇物製造業若しくは毒物劇物輸入業の別を記入。
 - ③業務上取扱者は令41条第1号(電気めっきを行う事業)・令41条第2号(金属熱処理を行う事業)・令41条第3号(毒物劇物の運送事業)・令41条第4号(しろあり防除を行う事業)の別を記入。
- (2) 登録番号及び登録年月日は、登録票を確認のうえ、正確に記載すること。
- (3) 毒物劇物取扱責任者の住所は、現住所を記入すること。
- (4) 毒物劇物取扱責任者の資格欄には、次の区分により「法第8条第1項第○号」と記載すること。
 - ①法第8条第1項第1号……………薬剤師
 - ②法第8条第1項第2号……………応用化学等の卒業生
 - ③法第8条第1項第3号……………知事の行う試験の合格者

その他の添付書類の留意点

- (1) 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類
 - (ア) 法第8条第1項第1号に該当する者にあつては、薬剤師免許証の写し(原本持参)
 - (イ) 法第8条第1項第2号に該当する者にあつては、次の区分により卒業証明書、卒業証書の写し(原本持参)又は単位修得証明書(単位習得及び卒業が確認できるもの)
 - (a) 大学の薬学部、理学部、理工学部又は教育学部の化学科・理学科(化学専攻のものに限る)・生物化学科等、農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科・農芸化学科・農産化学科・園芸化学科・水産化学科・生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等、工学部の応用化学科・工業化学科・

化学工学科・合成化学科・合成化学工学科・応用電気化学科・化学有機工学科・燃料化学科・高分子化学科、染色化学工学科等の課程を修了した者

→卒業証明書又は卒業証書の写し（原本持参）

(b) 上記（a）以外で授業科目の必須科目・選択科目等を合わせて化学に関する単位を28単位以上修得した、又は必須科目の単位中化学に関する授業科目が単位数において50%を超える者

→卒業証明書又は卒業証書の写し（原本持参）及び単位修得証明書

(c) 高等専門学校において高等専門学校工業化学科これに代わる応用化学に関する学課を修了した者

→高等専門学校工業化学科：卒業証明書又は卒業証書の写し（原本持参）

→応用化学に関する学課を修了した者：卒業証明書又は卒業証書の写し（原本持参）

及び単位修得証明書

(d) 専門学校において応用化学に関する学課を修了した者については、25単位以上の化学に関する科目を修得していること。

→卒業証明書又は卒業証書の写し（原本持参）及び単位修得証明書

(e) 高等学校において応用化学に関する科目を25単位以上修得した者

→卒業証明書又は卒業証書(原本持参)及び単位修得証明書

(f) 上記（a）に該当する大学院を修了した者

→卒業証明書又は卒業証書の写し（原本持参）

(ウ) 法第8条第1項第3号に該当する者にあつては、合格証の写し（原本持参）

上記（イ）（b）又は（e）に該当する場合、単位修得証明書にて卒業学科や卒業年月日等が確認できる場合は卒業証明書又は卒業証書の写しは添付不要です。

(2) 診断書

(ア) 「精神機能の障がい明らかに該当がない」「麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者でない」ことが診断されていること。

(イ) 発行後3ヶ月以内のものであること。

(ウ) 診断した者には必ず「医師」の肩書きがあること。

(3) 毒物劇物取扱責任者の誓約書

毒物劇物取扱責任者が第8条第2項第4号に該当しない旨の誓約書。

(4) 毒物劇物取扱責任者の使用関係証明書又は雇用契約書の写し

(ア) 雇用契約書の写し等には次に掲げる項目が記載されていること。

①勤務時間 ②休日 ③他の場所で他の業務に従事しない旨

(イ) 雇用主及び責任者両名の記載がされていること。

なお、雇用主が法人にあつては、法人の名称及び代表者名を記入すること。

また、毒物劇物取扱責任者が代表取締役であるとき、使用関係証書を添付する代わりに、下記のように備考欄に記載すること。

「毒物劇物取扱責任者は代表取締役と同一人であることから、使用関係証書を省略する。

1. 勤務時間……………

2. 休日……

3. 他の場所で他の業務に従事しない。」